

平成 23 年度決算検査報告の概要

決算委員会調査室 まつもと ひでき
松本 英樹

1. はじめに

決算検査報告は、憲法第 90 条及び会計検査院法第 29 条に基づき、会計検査院が毎年度作成する文書であり、会計検査院の検査を経た決算とともに内閣に送付され、内閣から国会に提出される。

この検査報告は、会計検査院が実施した会計検査の成果をまとめた業務報告という性質にとどまらず、国等において適切な予算執行が行われているかを知るための文書という性質も持ち、国会における決算審査の重要な資料の一つとして扱われている。

平成 23 年度決算検査報告は、24 年次会計検査（実施期間：23 年 10 月から 24 年 9 月）の結果が記載されており、24 年 11 月 2 日に会計検査院より内閣に送付され、11 月 16 日（第 181 回国会開会中）に平成 23 年度決算と併せて内閣から国会に提出された。

本稿では今般の決算検査報告について、掲記された事項等に触れながら概要を紹介する。

2. 会計検査活動の概況

（1）会計検査の目的

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関であり、国の収入支出の決算のほか、国有財産や、独立行政法人等の会計などの検査を行っている。

検査には主たる目的が二つあり、一つは「会計経理の監督」、もう一つは「決算の確認」である。「会計経理の監督」とは、会計検査院が、常時会計検査を行うことにより、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ是正を図ることである。もし不適切又は不合理な会計経理等を発見したときは、単にこれを指摘するだけではなく、原因を究明してその是正や改善を促すことができる。もう一つの「決算の確認」とは、決算の計数の正確性と、決算の内容をなす会計経理の妥当性を検査判定して、検査を了したことを表明することである。この決算の確認という公的な意思表示をすることによって初めて、内閣は決算を国会に提出できることになる。

（2）会計検査の基本方針

会計検査院では、より効率的、効果的な検査を行うため、毎年、次の年に行う会計検査の基本方針を策定している。平成 24 年次の検査に当たっては、23 年 9 月に「平成 24 年次会計検査の基本方針」が策定されている。その主な内容は以下のとおりである。

ア 重点的な検査

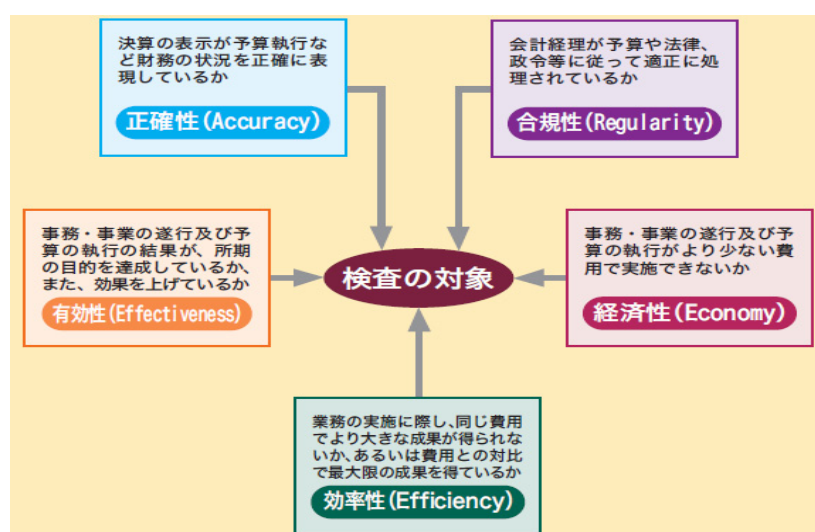
24 年次における重点的な検査の施策分野は、社会保障、公共事業、教育及び科学技術、防衛、農林水産業、環境保全、中小企業、経済協力、情報通信（IT）の 9 項目となっ

ている。また、複数の府省等により横断的に実施されている施策、あるいは複数の府省等に共通又は関連する事項に対して、横断的な検査の充実を図るとともに、社会的関心の高い事項等については必要に応じて機動的、弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応するとされている。このほか、大震災からの復旧・復興に向けた各種の施策について、一定期間に多額の国費が投入されることなどを踏まえて、各事業等の実施に緊急性が求められていることにも留意しつつ、適時適切に検査を行うとされている。

イ 多角的な観点からの検査

会計検査の実施における主な観点として、図表1のとおり、①正確性、②合規性、③経済性、④効率性、⑤有効性の五つの観点が挙げられている。

図表1 検査の観点



(出所) パンフレット会計検査院 (平成24年版)

正確性及び合規性の観点からの検査は、なお多くの不適切な事態が見受けられていることを踏まえて、引き続きこれを十分行うとされている。また、近年の厳しい経済財政状況にも鑑みて、経済性、効率性及び有効性の観点からの検査を重視し、特に有効性の観点から、事務・事業や予算執行の効果及び補助金等によって造成された基金等の資産、剰余金等の状況について積極的に取り上げるように努めて、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価等の状況についても留意して検査を行うとされている。

(3) 検査の対象

会計検査院が行う検査の対象には、必ず検査しなければならない「必要的検査対象」(会計検査院法第22条)と、会計検査院が必要と認めるときに検査することができる「選択的検査対象」(同法第23条第1項)がある。24年次の検査において、「必要的検査対象」とされたのは国(13府省等)の会計のほか、独立行政法人等の221法人の会計及び日本放送協会の会計であり、「選択的検査対象」とされたのは、国が補助金、貸付金等の財政援助を

与えた 4,863 団体等の会計、国が資本金の一部を出資している 7 法人の会計、国が資本金を出資したものが更に出資している 27 法人の会計、国が借入金の元金又は利子の支払を保証している 3 法人の会計、国若しくは国が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人と 244 法人との契約に関する会計である。

(4) 書面検査及び実地検査

会計検査は、主に書面検査と実地検査により実施されている。書面検査とは、検査対象の府省や団体から提出された書類を在庁して検査する方法であり、実地検査とは、検査対象の府省や団体の本部・支部、国から財政援助を受けて種々の事業を実施している地方公共団体等に出向いて工事等の事業が実際に行われている現場等を実地に検査する方法である。

検査対象の省庁や団体は、会計検査院が定めた計算証明規則の規定に従い、一定期間ごとに取り扱った会計経理の実績を計算書にまとめ、その裏付けとなる証拠書類を添えて会計検査院に提出しなければならないことになっている。24 年次の書面検査については、23 年度分の計算書 13 万 4,000 余冊及びその証拠書類 4,361 万余枚を対象に実施された¹。また、同年次の実地検査は、検査対象となる 32,776 か所のうち、3,160 か所で実施された。

図表 2 平成 24 年次会計検査における実地検査の実施率等

実地検査の対象箇所	検査箇所数	検査実施箇所数	実施率
本省、本社、主要な地方出先機関等	4,253	1,861	43.7%
その他の地方出先機関等	6,743	1,121	16.6%
郵便局、駅等	21,780	178	0.8%
計	32,776	3,160	9.6%

(出所) 会計検査院『平成 23 年度決算検査報告』より作成

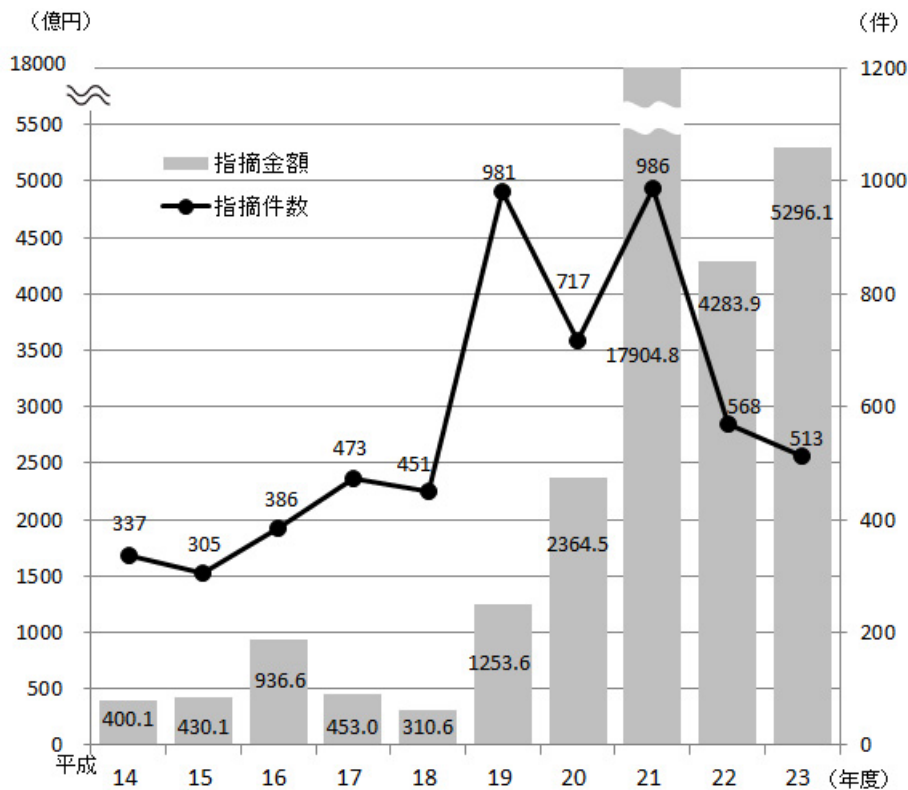
3. 検査結果の概要

(1) 掲記された事項等の概要

23 年度決算検査報告に掲記された事項等の総件数は 513 件であり、指摘金額²の総額は 5,296 億 742 万円となっている。22 年度の検査報告に比べ、総件数は 55 件減少したが、指摘金額の総額は 1,012 億 1,984 万円増加し、21 年度（1 兆 7,904 億 8,354 万円）に続き過去 2 番目に多い指摘金額となった。この主な要因としては、独立行政法人の資産状況等が重点的に検査され、「ニュータウン整備事業の実施状況」に係る指摘（(独)都市再生機構：指摘金額 936 億 3,820 万円）や、「高速増殖原型炉もんじゅの研究開発経費及びその関連施設の利活用等」に係る指摘（(独)日本原子力研究開発機構：指摘金額 830 億 8,525 万円）、「(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構における利益処分」に係る指摘（総務省：指摘金額 607 億 1,692 万円）など、独立行政法人の保有資産や剰余金の取扱いに関する指摘が相次ぎ、結果的に金額を押し上げたことが挙げられる。過去 10 年間の推移を見ても今般の検査

報告における指摘金額は、高水準にあることが分かる（図表3参照）。

図表3 掲記事項件数及び指摘金額の推移（過去10年間）



(出所) 会計検査院『平成23年度決算検査報告』より作成

(2) 事項等別の概要

掲記されたものを事項等別に見ると、一般に「指摘事項」と呼ばれているものが計491件あり、そのほかに「国会及び内閣に対する報告」（随時報告）が13件³、「国会からの検査要請事項に関する報告」（検査要請）が9件、「特定検査対象に関する検査状況」（特定検査状況）が6件掲記されている。

「指摘事項」は、不適切な経理等の事態に関するものであり、図表4のとおり三つの区分に分類される。

図表4 指摘事項の掲記区分

区 分		事 項 内 容
指 摘 事 項	不当事項	法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認められたもの
	意見表示・処置要求事項	会計検査院法第34条又は第36条の規定により、会計検査院が関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求したもの
	改善処置済事項	会計検査院の指摘に対し、指摘された当局が改善の処置を講じたもの

(出所) 会計検査院ホームページを基に作成

事項等別の件数の推移を見ると、「不当事項」の件数が大部分を占めている。近年は、「意見表示・処置要求事項」の掲記件数や、随時報告や検査要請事項が増加してきている。一方で、「特定検査状況」の掲記件数は、減少傾向にある（図表5参照）。

図表5 事項等別の件数推移

事項等		年度									
		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
指 摘 事 項	不当事項	272	219	296	390	361	859	593	874	425	357
	意見表示・処置要求事項	5	11	4	14	11	53	69	66	76	81
	改善処置済事項	38	47	59	41	65	55	46	39	54	53
	特記事項（※1）	4	8	5	4	-	-	-	-	-	-
随時報告（※2）		-	-	-	5	2	7	23	6	10	13
検査要請事項の報告		-	-	2	7	5	6	5	3	1	9
特定検査状況		18	20	20	14	8	5	4	4	6	6
計		337	305	386	473	451	981	717	986	568	513

注1. 「特記事項」は指摘事項の一つであり、事業効果・運営等の見地から、広く問題を提起して事態の進展を促すなどのため、特に掲記を要すると認められたものを指す。18年度以降は掲記されていない。

注2. 「随時報告」は他の事項としても掲記されており、件数が重複しているため、各事項等の合計件数と計欄の件数は一致しない。

（出所）各年度の決算検査報告より作成

（3）指摘事項の省庁等別の概要

指摘事項を省庁等別にみると、指摘金額では、（独）都市再生機構（2件、937億9,035万円）が最も多く、（独）日本原子力研究開発機構（2件、831億9,864万円）、総務省（21件、743億3,784万円）、農林水産省（58件、462億4,269万円）と続く。

また、掲記件数では、厚生労働省（166件）が全体の約3割を占め、農林水産省（58件）、国土交通省（53件）と続いている。省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額については図表6のとおり。

図表6 省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額

単位：件、万円

	不当事項		意見表示・処置要求事項			改善処置済事項	計			
			34条関係	34・36条関係	36条関係					
内閣					2	-	2	-		
内閣(人事院)					1	892,734	1	892,734		
内閣府本府					1	9,550	1	9,550		
総務省	16	182,434			5	7,252,034	21	7,433,784		
法務省	6	11,511					2	11,388		
外務省	1	1,092			2	1,548	2	12,356		
財務省	1	23,514	1	118,851	6	2,758,159	1	2,085		
文部科学省	17	15,530		1	4,732	2	2,565,930	20	2,585,854	
厚生労働省	153	465,223	2	12,771		8	771,570	3	25,866	
農林水産省	43	154,183	3	194,449	1	6,388	5	1,861,976	6	2,408,637
経済産業省	14	612,117		1	990,135	1	2,299,735			
国土交通省	38	107,021	7	237,606	1	-	4	2,572,807	3	20,160
環境省	16	19,977					1	54,072		
防衛省	3	11,467	1	35,692			4	792,096	4	22,521
									12	861,776

単位: 件、万円

	不当事項		意見表示・処置要求事項			改善処置済事項		計		
			34条関係	34・36条関係	36条関係					
株式会社日本政策金融公庫						1	14,625	1	14,625	
日本私立学校振興・共済事業団	10	5,950	1	25,599				11	30,370	
日本銀行						2	222,668	2	222,668	
日本中央競馬会			1	3,658	1	9,869		2	13,527	
東日本高速道路(株)					1	4,119	2	11,513	3	15,632
中日本高速道路(株)	3	182,843			1	7,105	2	8,400	6	198,348
西日本高速道路(株)					1	7,453	2	4,960	3	12,413
全国健康保険協会						1	6,480	1	6,480	
日本年金機構	1	114	1	2,419				2	2,533	
(独)情報通信研究機構	1	455			1	-		2	455	
(独)国立青少年教育振興機構						1	1,799	1	1,799	
(独)農林水産消費安全技術センター	1	317						1	317	
(独)水産総合研究センター						1	7,386	1	7,386	
(独)海技教育機構						1	47,653	1	47,653	
(独)国立印刷局						2	3,707	2	3,707	
(独)国民生活センター					1	583,678		1	583,678	
(独)農畜産業振興機構	1	216						1	216	
(独)北方領土問題対策協会						1	1,983	1	1,983	
(独)国際協力機構					2	1,876		2	1,876	
(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	432				1	8,153	2	8,585	
(独)科学技術振興機構	1	1,056				1	31,961	2	33,017	
(独)日本学術振興会	3	666						3	666	
(独)宇宙航空研究開発機構					1	-		1	-	
(独)日本スポーツ振興センター	1	1,190	1	3,360,497				2	3,361,687	
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構			2	111,435				2	111,435	
(独)日本貿易振興機構						1	80,611	1	80,611	
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	757						1	757	
(独)水資源機構					1	800,192		1	800,192	
(独)自動車事故対策機構	1	479						1	479	
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構						1	1,462	1	1,462	
(独)雇用・能力開発機構	1	486						1	486	
(独)国立病院機構					1	672,856		1	672,856	
(独)海洋研究開発機構						1	8,585	1	8,585	
(独)国立大学財務・経営センター					1	-		1	-	
(独)中小企業基盤整備機構	1	1,721				1	85,700	2	87,421	
(独)都市再生機構					1	9,363,820	1	15,215	2	9,379,035

単位：件、万円

	不当事項		意見表示・処置要求事項			改善処置済事項		計				
			34条関係	34・36条関係	36条関係							
(独)日本原子力研究開発機構					1	8,308,525	1	11,339	2	8,319,864		
(独)住宅金融支援機構					1	-			1	-		
(独)国立成育医療研究センター			1	350,796					1	350,796		
(国)東北大学	1	4,466							1	4,466		
(国)秋田大学	1	860							1	860		
(国)筑波大学	1	474							1	474		
(国)東京医科歯科大学	1	1,430							1	1,430		
(国)東京芸術大学	1	707							1	707		
(国)東京工業大学	1	1,119							1	1,119		
(国)金沢大学	1	2,326							1	2,326		
(国)山梨大学	1	415							1	415		
(国)信州大学	1	1,274							1	1,274		
(国)名古屋大学	1	960							1	960		
(国)京都大学	1	5,564							1	5,564		
(国)大阪大学	1	1,778	1	7,793					2	9,571		
(国)神戸大学	1	1,617							1	1,617		
(国)島根大学	1	756							1	756		
(国)広島大学	1	1,400							1	1,400		
(国)徳島大学	1	955							1	955		
(国)九州大学	1	7,376							1	7,376		
(国)長崎大学	1	1,683							1	1,683		
(国)熊本大学	1	845							1	845		
阪神高速道路(株)							1	4,800	1	4,800		
(株)商工組合中央金庫	1	2,500							1	2,500		
北海道旅客鉄道(株)				1	86,079				1	86,079		
四国旅客鉄道(株)			1	8,540					1	8,540		
東日本電信電話(株)							2	28,934	2	28,934		
西日本電信電話(株)							2	24,223	2	24,223		
郵便事業(株)						1	768,812	1	817	2	769,629	
郵便局(株)	1	73,781					1	2,376	2	76,157		
(株)ゆうちょ銀行							1	12,390	1	12,390		
(独)原子力安全基盤機構	1	330							1	330		
合計	357	1,913,383	23	4,470,106	5	1,087,334	53	42,360,516	53	3,150,753	491	52,960,742

注1. 法人格については次の略称を用いた。株式会社→(株)、独立行政法人→(独)、国立大学法人→(国)

注2. 背景金額については掲載せず、「-」とした。

注3. 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額とは一致しない場合がある。

注4. 複数の団体に係る指摘については、金額は一方の団体にのみ掲載しており、件数の合計に当たってはその重複分を控除している。

注5. 「不当事項」及び「意見表示事項又は処置要求事項」の両方において取り上げられている事項については、金額の合計に当たってその重複分を控除している。

(出所) 会計検査院『平成23年度決算検査報告』より作成

4. 個別の指摘事項等の概要

平成23年度決算検査報告には、前記のとおり指摘事項等が513件掲記されている。以下、今回の検査報告の中から主なものを紹介する。

(1) 個別の指摘事項の概要

ア 剰余金、基金等に関するもの

事例 1：(独)郵便貯金・簡易生命保険管理機構に滞留する多額の利益剰余金

郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、預金者の権利が消滅した貯金や時効となった保険金等を収益にするとともに、これらを原資として毎年度多額の当期総利益を計上し、その全額を積立金としている。そして、機構が保有する、平成 22 年度末の当期総利益に積立金を加えた利益剰余金は 607 億円に上っている。会計検査院は、これらの収益が毎年度継続して発生しており、機構が多額の利益剰余金を保有し続ける必要性が乏しいことなどから、総務省及び機構に対して、不要な剰余金を国庫に納付すること、機構が適時に剰余金を納付できる制度を整備することなどを求めている。

イ 資産に関するもの

事例 2：処分が進まない土地を多数抱える(独)都市再生機構のニュータウン整備事業

都市再生機構が実施するニュータウン整備事業については、多額の含み損が発生したことなどを踏まえ、機構は同事業から撤退し、今後の土地の処分完了等に向けた取組を促進するとされている。しかし、土地の処分については、平成 23 年度末現在で目標に対する達成率が 3 割以下となっていた。また、土地の周辺環境等に制約があり、長年処分が進んでいない長期未処分地が 105 か所（計 223.2ha）あり、この土地の 23 年度末の資産額及び土地保有に係る固定資産税等は、計 909 億円に上っている。会計検査院は、事業効果が発現していない長期未処分地について、土地の需要を喚起する方策を検討するなど、事業の完了に向けた取組を的確に行うべきであると指摘している。

ウ 契約の適正性、事業の有効性等に関するもの

事例 3：繰り返される各省庁等の不適正な会計経理

各省庁等における不適正な会計経理等については、毎年度多数の事案が会計検査院により指摘されているが、本年度も、①農林水産省の委託事業において、受託者である社団法人が、実際の支出額と異なる実績報告書を作成して人件費を過大請求していた事態（指摘金額 4 億 2,214 万円）、②国土交通省（海上保安庁）において、契約を行わず実施した事業の未払金を支払うため、虚偽の書類を作成して架空の契約を締結していた事態（同 1,143 万円）、③(独)雇用・能力開発機構において、不適正な仮払金の経理事務が行われ、内部のチェック体制が適切に機能していなかったため、支払事実が確認できず、使途不明のまま現金を亡失している事態（同 486 万円）等が明らかとなった。

事例 4：完成見通しの立たない特許庁運営基盤システム

特許庁は、平成 18 年度から、業務・システム最適化計画に基づく特許庁運営基盤システム構築に係るプロジェクトを実施し、東芝ソリューション(株)に設計・開発（契約額 99 億 2,250 万円）を、アクセンチュア(株)に管理支援（契約額 34 億 3,442 万円）をそれぞれ委託してきた。このシステム開発に当たっては 2 年以上の遅延が生じたことなどから、特許庁は 24 年 1 月に同プロジェクトを中断した。その後も、特許庁及び両社は有効な改善策を執っておらず、システムが完成する見通しも立っていないため、会計検

査院は、23年度までに両社に支払われた54億5,109万円が不当であると指摘している。

事例5：効果が十分発現していないODA

会計検査院が12か国における政府開発援助（ODA）165事業を検査したところ、①平成19年度から21年度にホンジュラスに6億4,835万円を贈与してエルサルバドルとの国境で実施した無償資金協力「日本・中米友好橋建設計画」（注：案件全体の贈与額はエルサルバドル分を含め13億円）は、橋と密接な関係にあるホンジュラス側の出入国管理施設が未完成のため、通行が大型トレーラー等の国際貨物車両に限定されており、援助の効果が十分に発現していなかった事態、②17年度から21年度に実施した技術協力「パラグアイ農業総合試験場プロジェクト第2フェーズ」では、派遣専門家が技術移転等に使用するため（独）国際協力機構（JICA）が調達した機材の一部（975万円）の納品が事業最終日の半月前となったため、技術移転に十分活用されなかった事態、③在モロッコ大使館が19年度に地元6地方公共団体との間で実施した草の根・人間の安全保障無償資金協力「アイト・イサフェン村及びティズグランヌ村飲料水供給計画」では、日本側に返還されるべき573万円が、大使館からの働きかけにもかかわらず未返還となっている事態等が明らかとなった。

事例6：稼働実績が乏しい下水処理場

国土交通省は、地方自治体の下水道事業における終末処理場（下水を処理して海域への放流等を行うための施設）の整備等に多額の補助金を交付している。検査院が18都道府県の662施設の整備状況等を検査したところ、89施設において、事業計画の基礎となる汚水量の算定等が適切でなかったため、平成22年度末時点で、整備した終末処理場の稼働実績がなかった事態、増設した機械設備等が余剰となっていた事態等が見受けられた（これらの施設に係る国庫補助金257億円）。

エ 国民生活の安全性の確保に関するもの

事例7：適切な耐震対策等が実施されていない空港施設等

国土交通省が管理する羽田空港、伊丹空港等の10空港と、成田、中部、関西各国際空港は、航空輸送上重要な空港とされており、大規模地震等発生時における緊急物資・人員輸送機能等を確保することが求められている。会計検査院がこれらの空港施設、航空路施設、航空路管制施設等を検査したところ、施設の耐震診断や液状化調査を実施していなかったり、診断の結果耐震改修が必要と判定していたのに改修を実施していなかったりして、大規模地震等発生時にその機能が十分発揮できなくなるおそれがある事態等が見受けられた。

オ 東日本大震災からの復旧・復興に関するもの

事例8：東日本大震災により発生した災害廃棄物等の処理状況

東日本大震災により発生した災害廃棄物等の推計量は、13道県において合計3,121万

トンとなっている。一方、平成 24 年 7 月末現在の災害廃棄物等の処理状況は、岩手、宮城、福島の 3 県の平均進捗率が 17.7%、その他 10 道県の平均進捗率は 80.8%となっている。市町村等が行う災害廃棄物等処理事業に対して、環境省は、災害等廃棄物処理事業費補助金（以下「事業費補助金」という。）と災害廃棄物処理促進費補助金（以下「促進費補助金」という。）を交付しており、災害廃棄物等の処理事業に係る 23 年度の予算額は 7,647 億円に上っている。会計検査院が検査したところ、①事業費補助金について、予算現額に対する交付決定額の割合が 55.0%にとどまっていたこと、②促進費補助金について、同じく交付決定額の割合が 74.9%となっていたこと、③両補助金の交付申請事務を別々に行わなければならないため、各自治体の担当部署に負担をかける結果となっていたことなどが明らかとなった。

（２）不当事項に係る是正措置等の検査の結果

平成 19 年度の決算検査報告から指摘事項のフォローアップとして、検査報告に掲記した「不当事項」について、租税の追徴、補助金の返納、手直し工事等の処理が完了しているかどうかを検査し、その是正措置の状況を掲記している。また、「改善処置済事項」について、当該措置が履行されていると確認されるまでその履行状況をフォローアップし、その結果を掲記している。

ア 不当事項に係る是正措置の状況

昭和 21 年度から平成 22 年度までの決算検査報告に掲記された不当事項について、関係する 53 省庁等を対象に検査を行った結果、24 年 7 月末現在において是正措置が未済のものが 472 件、124 億 2,927 万円あり、このうち金銭返還を要するものが 469 件、116 億 1,838 万円あった。

平成 22 年度及び 21 年度以前の決算検査報告に掲記された不当事項の是正措置の進捗状況については、22 年度の検査報告の指摘分 425 件、141 億 4,122 万円のうち、是正措置が取られたものは 395 件、134 億 9,322 万円、未済のものは 30 件、6 億 4,800 万円であった。一方、21 年度以前の検査報告の指摘分 507 件、131 億 4,303 万円のうち、是正措置が取られたものは 65 件、13 億 6,176 万円にとどまり、未済のものは 442 件、117 億 8,127 万円に上っている。

イ 改善処置済事項に係る処置の履行状況

平成 14 年度から 22 年度までの決算検査報告において改善の処置の履行状況を継続して検査していくこととされた処置済事項計 100 件⁴のうち、22 年度の検査報告の掲記時点で既に改善処置が履行済みであったため検査をする必要がなかった 5 件を除いた 95 件について履行状況をみたところ、改善の処置が履行されていたもの（履行済）が 61 件、検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの（検査分履行済）が 33 件、改善の処置が一部履行されていなかったもの（一部不履行）が 1 件となっていた。

（３）国会及び内閣に対する報告（随時報告）

平成 18 年次の検査より、会計検査院は、会計検査院法第 30 条の 2 に基づき、意見表示・処置要求事項やその他特に必要と認める事項について、毎年度の決算検査報告を待たずして、随時、国会及び内閣に報告できることとなった。なお、この随時報告は、時機に応じて報告されるとともに、当該年度の決算検査報告に改めて掲記されている。以下、主なものを紹介する。

事例 9：多額の資金が保有されているスポーツ振興基金の有効活用

文部科学省は、スポーツ振興のための継続的・安定的な財源として、平成 2 年度に（独）日本スポーツ振興センターに 250 億円を出資し、センターは、これを基に運用型のスポーツ振興基金を設置し（23 年度末で 294 億円）、その運用益をスポーツ振興のために活用している。会計検査院が基金の運用状況等について検査したところ、運用益は最多だった 3 年度（17 億円）の 3 分の 1 程度にまで減少しており（23 年度は 6 億 4,432 万円）、スポーツ振興のための基金助成が一部で停止されている一方で、スポーツ振興くじ助成のための特定目的資金が、23 年度末で 141 億円確保されている。会計検査院は、スポーツ振興のための助成業務を運用型の基金により実施する必然性は乏しいことなどから、基金に多額の資金が保有されている事態は適切ではなく、有効活用するよう求めている。

事例 10：委託整備費用が見積りを大幅に上回った T-7 初等練習機

防衛省は、航空自衛隊において初級操縦課程等を実施するため、T-7 初等練習機を運用し、製造請負契約を富士重工業（株）と、基地内での委託整備契約を富士航空整備（株）と締結している。これらの平成 12 年度から 22 年度までの契約実績額は 240 億 6,082 万円となっている。富士重工業が提出した提案費目ごとの見積経費（提案経費）とその実績額を会計検査院が比較したところ、12 年度から 31 年度までを対象として見積もられた提案経費を 22 年度までの実績額が既に上回っている費目があった。中でも委託整備費用については、17 年間（15 年度から 31 年度）で 21 億 8,310 万円とされていたものが、8 年間（15 年度から 22 年度）で 39 億 3,521 万円と、実績額が提案経費を最も大きく上回っていた。

事例 11：民間賃貸仮設住宅の供与を金銭支給で実施する方策の検討

東日本大震災等の被災者救助のために供与された応急仮設住宅では、過去に例がない規模で民間賃貸住宅が仮設住宅として活用され、その供与は建設仮設住宅に比べて早期に、また、安価な費用で実現していた。しかし、災害救助は現品による供与が原則であり、運用上、金銭支給は真にやむを得ない場合に限られている。このため、被災自治体が借主として賃貸借契約を締結し住宅を提供する必要がある、民間賃貸仮設住宅を供与しようとする場合、自治体は多大な事務負担を強いられる。会計検査院は、被災者の住環境に対する需要に迅速かつ的確に応えるため、現行の運用制限を一部緩和し、金銭支給による災害救助について、今後の検討課題に含める必要があるとしている。

事例 12：地震・火山に係る観測等の不十分な実施体制

会計検査院が地震・津波・火山の観測・調査研究等の実施体制を検査したところ、次のような事態が判明した。①消防庁が交付金等（98 億円）により観測機器等を更新した自治体の一部では、近接地点にある気象庁や(独)防災科学技術研究所の強震計の利用を検討していないなど、十分な連携が図られていなかった。②国土交通省が地震計ネットワークを整備せずとも、気象庁が発信する震度情報により、出先機関で地震発生時の初動体制を問題なく決定できていた。③気象庁に観測データを提供している機関で、停電対策等が十分でないところがあった。④消防庁が整備・運用する全国瞬時警報システム（J-ALERT）は、ほぼ全市町村に整備されたが、3割の市町村で同報無線など情報伝達機器が整備されていないほか、訓練の機会や住民への周知が十分でない市町村も多いなど、緊急情報が適切に伝わらないおそれがある。

事例 13：エコポイント事業に係る二酸化炭素削減等の効果

環境省、経済産業省及び総務省が実施したエコポイント事業の総額は、平成 21 年度第 1 次補正予算から 22 年度補正予算までの合計で 6,929 億円に上っている。3省が 23 年 6 月に公表したエコポイント事業による省エネ家電製品の普及に伴う二酸化炭素削減効果（年間 273 万トン）について、会計検査院が独自に試算したところ、同事業による二酸化炭素削減効果は 21 万トンにすぎないとしている。また、同事業実施に伴う二酸化炭素排出量の増減について、排出量の減少が認められた省エネ家電への買換分を超える新規購入分等による排出量増があったため、申請されたエコポイント対象製品の合計で最大年間 173 万トンの排出量の増加があったとしている。

事例 14：最適化が大幅に遅れている人事・給与等業務・システム

人事院及び総務省が平成 15 年度から 23 年度までに 89 億円を費やして開発・運用を目指している人事・給与等業務・システムは、16 年 2 月の計画決定後、24 年 1 月までに 4 回、計画が改定され、参画府省等の運用開始が当初計画から大幅に遅延している。会計検査院は、その要因として、開発段階において性能要件の定義が不十分であったことなどを指摘し、人事院等に対し、本件システムの最適化実現に向け、参画府省等との間の一層緊密な調整に努めるよう求めている。

（4）参議院決算委員会からの検査要請事項に関する報告

会計検査院は、会計検査院法第 30 条の 3 に基づき、国会から会計検査の要請があったときは、その検査要請事項について検査を実施し、その結果を国会に報告することができる。平成 23 年度決算検査報告には、本院決算委員会からの検査要請事項に関する報告が 9 件掲記されている。以下、主なものを紹介する。

事例 15：安全性等が確保されていない公共土木施設

検査要請に基づき、会計検査院が国土交通省・農林水産省所管の河川、海岸、港湾整

備、道路整備、農業農村整備等の各事業における地震・津波対策の実施状況等を検査したところ、①耐震性能のチェックを優先的に行うべきとされた河川堤防のうち延長 47km については、耐震対策工事が必要とされたにもかかわらず、工事が完了していない事態、②大規模地震に対する耐震性能を確保すべきとされた海岸堤防の延長 255km のうち、所要の耐震性能が確保されていないものが 45km、確保されているか不明なものが 159km ある事態、③海岸事業において津波の侵入を防ぐなどのために整備した水門等の閉鎖施設 3, 184 か所について、津波が到達するまでに閉鎖作業を完了できないおそれがある事態等が明らかとなった。

事例 16：耐震化率が 61%にとどまっている官庁施設

国土交通省は、建築物の耐震診断及び耐震改修の目標として、住宅及び公共建築物の耐震化率を平成 27 年までに少なくとも 9 割（棟数ベース）にすることとしている。検査要請に基づき、会計検査院が官庁施設等の耐震診断及び耐震改修の実施状況等を検査したところ、耐震化率は官庁施設 61.0%、教育施設 57.0%、医療施設 61.5%、独立行政法人 55.2%（各府省等及び独立行政法人は 23 年 12 月 31 日現在、国立大学法人等は同年 5 月 1 日現在）となっており、いずれの施設も目標を下回っていた。また、災害対策基本法に基づき指定される指定地方行政機関の業務継続計画の策定率が 76%にとどまっていること、自家発電設備が設置されていない官庁施設が 10 か所、医療施設が 7 か所あることなどが明らかとなった。

事例 17：独立行政法人における不要財産

検査要請に基づき、会計検査院が全独立行政法人の保有財産の現況や不要財産の認定状況等について検査したところ、事業用の土地・建物、宿舍等が有効活用されていない事態や、金融資産として保有している仕組債（為替等に連動して利率等が変化する債券）の時価が、貸借対照表価額と比較して総額 74 億円下落している事態等が見受けられた。また、平成 23 年度までに国庫納付された不要財産 8, 685 億円のほとんどは政府の指摘によるものであり、各法人が独自に認定した不要財産は 57 億円にとどまっていたことが明らかとなった。さらに、9 法人において、新たに 26 億円の余剰資金の存在が判明した。

事例 18：三菱電機(株)等による防衛装備品等に関する過大請求

防衛省、(独)宇宙航空研究開発機構、内閣官房内閣情報調査室内閣衛星情報センター、(独)情報通信研究機構及び総務省は、防衛装備品等の調達及び人工衛星等の研究、開発等に関する契約を民間企業等と締結している。検査要請に基づき、会計検査院が平成 19 年度から 23 年度までの防衛省等と三菱電機等 7 社が締結した契約について検査したところ、各社は、大半の契約において目標の工数を設定し、実績工数が目標工数を下回った場合に工数の付替えや水増しを行っていたことが明らかになった。また、防衛省等による制度調査や原価監査について、各社と事前に検査日や内容等を調整するなど、監査

等が有効に機能するものとなっていなかった。会計検査院は、防衛省等に対し過大請求額の算定と返還請求、予算執行のより一層の適正化等を求めている。

事例 19：支出率が 54%にとどまる平成 23 年度の震災復旧・復興関連事業

検査要請に基づき、会計検査院が東日本大震災復旧・復興事業の実施状況等について検査したところ、①一般会計における平成 23 年度の執行状況は、予算現額 14 兆 9,243 億円、支出済額 9 兆 513 億円、繰越額 4 兆 7,694 億円、不用額 1 兆 1,035 億円で執行率は 60.6%となっている一方、特別会計を含めた支出率は 54.2%となっていること、②事業別では、各府省等が実施している 921 件の事業のうち支出率が 20%未満のものが 337 件あり、繰越率は 38.3%、不用率は 7.4%となっていること、③事業実施方法別では、基金等が支出済額 5 兆 3,610 億円、支出率 83.6%と額・率共に突出しており、また直轄事業の支出率が 50.5%と、補助事業の 29.2%に比べ高くなっていることなどが明らかとなった。

(5) 特定検査対象に関する検査状況

平成 2 年度決算検査報告より、指摘事項として掲記する段階にまで至っていないものの、国民の関心が極めて高い問題として決算検査報告に掲記する必要があると会計検査院が判断した事案の検査状況については、特定検査対象に関する検査状況（特定検査状況）として掲記されている。以下、主なものを紹介する。

事例 20：公的資金の確実な返済及び預金保険機構の余裕資金を有効活用する必要性

東日本大震災に対処するために改正された金融機能強化法に基づく金融機関の資本増強措置の実施状況等について会計検査院が検査を行った結果、①平成 23 年度末までに震災特例金融機関（東日本大震災の影響を受けて財務の状況が悪化し、自己資本の充実を図ることが必要となった金融機関）10 行に対して 1,765 億円の資本増強措置を行っていること、②公的資金未返済行 18 行のうち、15 行については返済原資となる剰余金が公的資金残高を下回っていること、③預金保険機構が金融機能早期健全化勘定で保有している有価証券が 23 年度末で 9,644 億円あり、預金保険機構の余裕資金については速やかに有効活用を図る必要があることなどが明らかとなった。

事例 21：スポーツ振興事業に対する国の補助等の不適切な運用

平成 24 年 1 月、財団法人日本オリンピック委員会（JOC）理事（当時）がテコンドー協会在職中に、(独)日本スポーツ振興センターが助成金を交付するマネジメント機能強化事業により謝金を受け取る一方、同事業におけるテコンドー協会の団体負担金（謝金支払額の 4 分の 1）とほぼ同額の寄附（競技団体の負担回避目的の寄附）を同協会に行っていたとの報道がなされた。会計検査院が、JOC、センター等の事業について検査したところ、競技団体の負担回避目的の寄附が、①JOC の専任コーチ等設置事業において、5 スポーツ団体で 1,582 万円（国庫補助金相当額 1,055 万円）あったこと（J

OC特別調査委員会の調査結果と合わせ、11 スポーツ団体で計1億2,597万円（国庫補助金相当額8,399万円）、②センターのマネジメント機能強化事業において、3 スポーツ団体で1,102万円（助成金相当額826万円）あったことなどが明らかとなった。

（6）特別会計財務書類の検査

特別会計に関する法律第19条第1項の規定では、所管大臣は、毎会計年度、その管理する特別会計について、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するための書類（以下「特別会計財務書類」という。）を企業会計の慣行を参考として作成し、財務大臣に送付しなければならないとされる。また、同条第2項の規定では、内閣は、特別会計財務書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならないことが規定されている。

会計検査院は、平成23年11月15日に内閣から22年度特別会計財務書類（10府省が所管する18特別会計）の送付を受け、これらについて正確性、合規性等の観点から、法令等に従った適切なものになっているかなどに着眼して検査を行った。その結果、農林水産省が所管する国有林野事業特別会計において退職給付引当金の金額を誤って計上するなど、特別会計財務書類の計上金額の表示が適切でないものが、法務省及び農林水産省が所管する2特別会計において2事項見られた。また、特別会計の財務情報の開示が十分とは認められないものが、農林水産省が所管する1特別会計において1事項見られた。なお、これら3事項については、全て両省において所要の訂正が行われている。

5. おわりに

今回の決算検査報告における、指摘件数は513件、指摘金額は過去2番目となる5,296億742万円となった。指摘金額が大きくなったのは、会計検査院が、ここ数年来、重点的に取り組んでいる、独立行政法人等の有効活用されていない資産や余剰資金等といった、いわゆるストックの検査の結果（事例1、2、9）が影響していることが挙げられる。報道等においてもこうした観点への関心が高いが⁵、今回の検査報告では、このほかにも様々な分野・観点からの指摘がなされており、その意義は大きい。

例えば、今回の特徴の一つとして挙げられることは、東日本大震災に関する検査が始められたことである。復旧・復興関連事業費の執行状況について、予算執行率が54.2%にとどまっていることや（事例19）、震災により発生した災害廃棄物等の処理について、岩手、宮城、福島の前平均進捗率が17.7%と低い水準にとどまっていることを指摘するとともに、地方自治体による補助金申請手続等の負担軽減の方法を検討するよう提案されている（事例8）。また、東日本大震災等における民間賃貸仮設住宅の供与について、現行の運用制限を一部緩和し、金銭支給による災害救助について、今後の検討課題に含める必要性を指摘する（事例11）など、より踏み込んだ所見も示している。しかしながら、今回の検査報告では、復旧・復興経費が関連性の薄い事業に使われているとされる問題については指摘されておらず、今後の課題として残されよう。

また、契約の適正性や事業効果の発現といった観点から、システム開発関係の指摘も多

く、特許庁がこれまで約 54 億円を費やし開発を進めてきた運営基盤システムについて、事業の進行管理が適切に行われておらず開発の効果が発現していない事態や（事例 4）、これまでに約 89 億円を費やしてきた中央省庁共通の人事・給与等業務・システムの最適化が大幅に遅れている事態等の指摘があった（事例 14）。さらに、施策・事業を進める執行体制や内部統制について問題が多々あることも指摘されている⁶。

近年の会計検査を取り巻く環境は、検査要請や随時報告制度の導入など、変化が生じてきており、以前にも増して、国会と会計検査院との関係は緊密になっている。検査要請と随時報告は、会計検査院から国会に対し適時適切に情報を提供する意義ある制度であるが、今回の検査報告の中では計 22 件掲記され、その報告数は近年増加傾向にある。また、事業や施策に対する「意見表示」や、是正を促す「処置要求」も、平成 19 年度以降増加傾向にあり（図表 5 参照）、今回の検査報告だけで 81 件に上っていることなどからも、会計検査院の検査活動や検査報告は徐々に変容しつつある状況といえる。

来年度の検査報告に向けては、東日本大震災の復興関連事業や、原発事故の賠償に関連した東京電力への国の支援実施に対する本格的な検査等が予想されるが、会計検査院では、東京電力のほか原子力発電所に関連する省庁や団体の検査を強化するため、専従の「原子力関係検査室」を 24 年 11 月に発足させており⁷、徹底的な検査が行われることが期待される。また、同時に、震災復旧・復興経費の執行についても、既に執行済み又は執行中の事業に対する厳正な検査等をタイムリーに行っていくことが望まれる。その際には、国会への随時報告の制度等を十分に活用することを要望したい。

国家財政が逼迫し、限られた予算をいかに効果的・効率的に使っていくか、国民的な関心が高まっている中で、各省庁、独立行政法人等は、今回の検査報告の指摘をしっかりと受け止めることが重要である。また、国会は、その改善状況等を決算審査の過程において、適切に監視監督すると同時に、会計検査院の指摘を国政に有効に反映させ、国の予算執行の改善に貢献していくことが求められる。

¹ 電子情報処理組織の使用又は電磁的記録により提出されたものを含む。

² 指摘金額とは、租税等の徴収不足額や補助金等の過大支出額、有効に活用されていない資産等の額、決算における表示漏れの資産額等を指す。一方、意見表示・処置要求事項、改善処置済事項に関して、事態の原因や性格等からして指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものを、指摘金額と区別し、背景金額と呼ぶ。

³ 「国会及び内閣に対する報告」（随時報告）のうち 6 件は「意見表示・処置要求事項」として掲記されており、件数が重複している。このため、総件数の算出に当たり、重複分 6 件を控除している。

⁴ 検査した範囲では改善の処置が履行されていたもの（検査分履行済）41 件、改善の処置が一部履行されていなかったもの（一部不履行）5 件及び平成 22 年度決算検査報告に新たに掲記した処置済事項 54 件の合計 100 件。

⁵ 『日本経済新聞』（平 24. 11. 3）

⁶ 例えば、法務本省、財務局等、8 官署の 107 事項の繰越しに係る執行額計 134 億円について、繰越しの承認を受けた事項の内容と異なる内容の事業に繰越予算を充てていた事態などが指摘されている。

⁷ 朝日新聞オンライン「東電支援を重点検査 会計検査院、専従部署を設置」（平 24. 11. 20）<<http://www.asahi.com/politics/update/1120/TKY201211190973.html>>参照